

7. 意見集約による公表および意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と庁の考え方等について次により公表します。

①役場庁舎において公表します。

健康福祉課国保・介護グループ（総合庁舎）

住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

②町ホームページに掲載します。

8. その他

①意見記入票については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所、お名前、ご連絡先を必ず記載してください。

②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎② 7072 FAX② 7076

〒 059 - 1595 安平町早来大町 95 番地

電子メール：kaigo-soumu@town.abira.lg.jp

屋根からの落氷雪事故防止などのおお願い

毎年、冬になりますと、沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、特に次のことに注意するようにお願いします。

- ・落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、雪止めを設置するようにしてください。
- ・既に雪止めが設置されている場合であっても、針金等の錆、老朽化等による破損が原因で落氷雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損等が発見された際は早急に修繕するようにしてください。
- ・落氷雪事故は、気温がマイナス3度からプラス3度程度のときに発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際には、歩行者や遊んでいる子ども等に十分注意するようにしてください。
- ・落氷雪があった場合は、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないように排除してください。
- ・交通事故および交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- ・軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
- ・軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせないようにしてください。
- ・ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、早めに付着した氷雪の除去を行うようにしてください。また、落氷雪を除去する際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。



北海道開発局
北海道

安平町
北海道警察